

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 ハラスメント調停員（第3条～第9条）
- 第3章 ハラスメント調査委員会（第10条～第17条）
- 第4章 雑則（第18条・第19条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、一橋大学ハラスメント対策委員会規則（平成25年規則第142号）第7条第2項の規定に基づき、ハラスメント調停員（以下「調停員」という。）及びハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）の任務、組織その他必要な事項について定める。

（定義）

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 申請人 ハラスメント又はハラスメントに起因する問題に対する調停の申請（以下「調停の申請」という。）を行った者をいう。
- 二 被申請人 申請人からハラスメントを行った者として調停を申し立てられた者をいう。
- 三 調停の当事者 申請人及び被申請人をいう。
- 四 申立人 ハラスメント又はハラスメントに起因する問題に対する措置の申立て（以下「措置の申立て」という。）を行った者をいう。
- 五 被申立人 申立人からハラスメントを行った者として措置を申し立てられた者をいう。
- 六 申立ての当事者 申立人及び被申立人をいう。

第2章 ハラスメント調停員

（任務）

第3条 調停員は、調停の申請が行われた個別の事案について、当事者間の和解のため話し合いを仲介する。

2 調停員は、調停の経緯及び結果をハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）に報告するものとする。

3 調停員は、調停の結果に基づき、対策委員会が何らかの対応又は措置をとることが適当と判断したときは、その旨の意見を前項の報告に付すことができる。

（調停員候補者）

第4条 調停員候補者は、次に掲げる者とし、「調停員・調査委員会委員候補者名簿」に登録する。

- 一 国立大学法人一橋大学教育研究評議会規則（平成16年規則第4号）第3条第5号、第6号及び第8号に掲げる評議員
- 二 対策委員会委員長が国立大学法人一橋大学の一般職員又は教育職員（助手）の中から選定した者 若干人

2 対策委員会委員長は、前項第2号に掲げる者の選定に当たっては、事前に本人の同意を得るものとする。

3 第1項第2号に掲げる者の「調停員・調査委員会委員候補者名簿」の登録期間は、2年とする。ただし、再登録を妨げない。

（調停員）

第5条 調停の申請があったときは、対策委員会委員長が、調停員候補者の中から調停員を任命する。ただし、対策委員会委員長が必要と認める場合は、調停員候補者以外の者（学外者を含む。）から臨時の調停員を任命することができる。

2 調停員は、若干人とする。

3 対策委員会委員長は、調停員の任命に当たっては、男女の構成比に著しい偏りがないように努めなければならない。

4 調停の当事者と同一の部局等に所属する者は、原則として調停員となることができない。

- 5 前項に掲げる事由のほか、調停員として不相当な事由のある調停員候補者は、対策委員会委員長に対し、調停員任命の辞退を申し出ることができる。
- 6 調停の当事者は、調停員の変更を願い出ることができる。対策委員会委員長は、当該願い出に相当の理由があると認めるときは、他の調停員候補者の中から調停員を任命するものとする。
- 7 調停員は、第3条に掲げる任務の終了をもって解任されるものとする。

(主任調停員)

第6条 調停員は、互選により、主任調停員を選出する。主任調停員は、調停業務を統括する。

- 2 主任調停員に事故があるときは、調停員のうち主任調停員が予め指名した者がその職務を代理する。

(調停員による調停の手続)

第7条 調停は、あらかじめ日時及び場所を定め、調停の当事者に通知して行う。

- 2 調停の当事者は、調停員による調停の際に、補佐人の同席を求めることができる。
- 3 調停員は、調停の当事者の主張を確かめ、調停の当事者の合意により紛争が解決するよう努めるものとする。
- 4 申請人は、いつでも調停の打切り又は措置の申立てへの移行を申し出ることができる。
- 5 調停員が紛争解決のために適当と認めるときは、調停案を調停の当事者に提示し、その受諾を促すことができる。ただし、その受諾を強要することにはならない。

(調停の終了)

第8条 調停は、次の場合に終了する。

- 一 調停の当事者の合意が成立し、紛争の解決を確認する書面が作成されたとき。
- 二 申請人による調停の取下げの申出があったとき。
- 三 調停の当事者から措置の申立てへの移行の申出があり、対策委員会がそれを相当と認めたとき。
- 四 調停員が、相当な期間内に、当事者間に紛争解決のための合意が成立する見込みがないと判断したとき。

(調停結果の当事者への説明)

第9条 調停員は、調停の結果を対策委員会に報告するときには、その報告の内容について、調停の当事者に口頭又は書面により説明するものとする。

第3章 ハラスメント調査委員会

(任務)

第10条 調査委員会は、措置の申立てが行われた個別の事案について、その事実関係等を調査する。

- 2 調査委員会は、調査の結果を対策委員会に報告するものとする。

(組織)

第11条 調査委員会は、第13条第1項の規定により選任された者により組織する。

- 2 調査委員会に委員長を置き、調査委員会委員の互選により選出された者をもって充てる。

(調査委員会委員候補者)

第12条 調査委員会委員候補者は、第4条第1項に規定する者が兼ねるものとする。

(調査委員会委員)

第13条 措置の申立てがあったときは、対策委員会委員長が、調査委員会委員候補者の中から調査委員会委員を任命する。ただし、対策委員会委員長が必要と認める場合は、調査委員会委員候補者以外の者(学外者を含む。)から臨時の調査委員会委員を任命することができる。

- 2 調査委員会委員は、若干人とする。
- 3 対策委員会委員長は、調査委員会委員の任命に当たっては、男女の構成比に著しい偏りがないように努めなければならない。
- 4 申立ての当事者と同一の部局等に所属する者は、原則として調査委員会委員となることができない。
- 5 前項に掲げる事由のほか、調査委員会委員として不相当な事由のある調査委員会委員候補者は、対策委員会委員長に対し、調査委員会委員任命の辞退を申し出ることができる。
- 6 申立ての当事者は、調査委員会委員の変更を願い出ることができる。対策委員会委員長は、当該願い出に相当の理由があると認めるときは、他の調査委員会委員候補者の中から調査委員会委員を任命するものとする。

(調査委員会)

第14条 調査委員会は、対策委員会委員長が招集するものとする。

2 第11条第2項の規定により置かれる調査委員会委員長は、調査業務を統括する。

3 調査委員会委員長に事故があるときは、調査委員会委員のうち調査委員会委員長が予め指名した者がその職務を代理する。

4 調査委員会は、必要に応じて、調査委員会委員以外の者の意見を聴くことができる。

5 調査委員会は、第10条に掲げる任務の終了をもって解散する。

(調査委員会による調査の手続き)

第15条 調査委員会は、申立人の主張を聴き、被申立人に弁明の機会を与えなければならない。

2 申立ての当事者は、調査委員会による調査の際に、調査委員会に対して補佐人の同席を求めることができる。

(調査の終了)

第16条 調査は、次の場合に終了する。

一 調査の作業が完了したとき。

二 措置の申立ての取下げがあった場合に、対策委員会が調査の終了を適当と判断したとき。

三 調査委員会が、調査を継続することが困難又は適当でない判断し、対策委員会がそれを承認したとき。

(調査結果の当事者への説明)

第17条 調査委員会は、調査の結果を対策委員会に報告するときには、その報告の内容について、申立ての当事者に対して口頭又は書面により説明するものとする。

第4章 雑則

(事務)

第18条 調停員及び調査委員会に関する事務は、関係部局の協力を得て、総務部人事課及び学務部学生支援課が行う。

(雑則)

第19条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、対策委員会委員長が別に定める。

附 則

この細則は、平成25年7月29日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の国立大学法人一橋大学ハラスメント調停員及びハラスメント調査委員会に関する細則(平成25年7月29日規則第144号)第4条第1項の規定により選定された調停員・調査委員会委員候補者の「調停員・調査委員会委員候補者名簿」の登録期間は、なお従前の例による。ただし、再登録は行わない。

附 則

この規則は、平成28年12月7日から施行し、改正後の国立大学法人一橋大学ハラスメント調停員及びハラスメント調査委員会の規定は、平成28年12月1日から適用する。